

不動産登記等業務（権利関係）共通仕様書（案） 新旧対照表

※改定箇所のみ記載

新	旧
<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第6条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ～ 五 (省略)</p> <p>六 第7条の業務は、主任担当者又は主務従事者が自ら実施し、法務局に対して、責任を持って申請について説明しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第6条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ～ 五 (省略)</p> <p>六 (新設)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>
<p>様式5-1 (不動産登記等業務発注書)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 履行期限 令和 年 月 日 (登記申請期限 令和 年 月 日)</p>	<p>様式5-1 (不動産登記等業務発注書)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 履行期限 令和 年 月 日</p>